

# 監事監査報告書

2024年5月11日

学校法人 信愛学園  
理事長 吉武誠一殿

学校法人 信愛学園

監事 小木 真理子

監事 堀 光雄

私たちは、私立学校法第37条第3号に基づく監査報告を行うため、学校法人信愛学園の2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

## 監査事項

1. 会計制度の整備及び運用の状況について
  - (1) 監査の結果、私たちは会計制度の整備及び運用の状況について良好と認める。
2. 資金収支計算書について
  - (1) 資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。
  - (2) 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。
3. 事業活動収支計算書について
  - (1) 事業活動収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。
  - (2) 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。
4. 貸借対照表について
  - (1) すべての資産及び負債は学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計上されている。
  - (2) 基本金要組入額は、正しく把握されている。
  - (3) 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計上されている。
  - (4) 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。
5. 学校法人の業務執行状況について
  - (1) 2023年度の事業及び業務は概ね事業計画どおり円滑に運営されたことが認められる。

以上